

千葉市建築審査会事務処理要領

平成20年3月21日
千葉市建築審査会
(改正平成30年10月19日)

1 趣旨

この要領は、千葉市建築審査会の運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、千葉市建築審査会（以下「審査会」という。）の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の種別

- (1) 審査会の会議は、定例会及び臨時会とする。
- (2) 定例会は、原則として、毎月1回、第3金曜日に開催する。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に基づく許可の同意に係る議決は、原則として定例会において行う。
- (4) 法第94条第3項の規定による口頭審査は、臨時会で行う。

3 許可同意議案

定例会の議事とする許可の同意に係る議案は、定例会開催日の8日前までに特定行政庁から審査会に提出されたものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

4 開催通知

会長は、特定行政庁から諮問等があった場合、原則として定例会の3日前までに審査会の委員及び特定行政庁に対して開催通知を送付する。

5 審査会の結果の通知

審査会は、3による議案の審議の結果について、審査会終了後に特定行政庁に通知をする。

6 届出等の受付他

- (1) 事務局は、特定行政庁からの諮問、法第94条第1項の規定による審査請求その他建築審査会に対して届出等があった場合に、受付を行う。
- (2) 事務局は、審査会の委員、特定行政庁、審査請求人、処分庁その他に対し、報告、連絡、通知等の業務を行う。

7 非公開の決定

- (1) 次に掲げる議案は、要綱第3条の規定に基づき非公開とする。
 - ア 法第43条第2項第2号の規定による許可の同意に係る議案のうち、包括同意基準に適合しない議案の審議
 - イ 法第94条第1項の規定による審査請求に係る議案（同条第3項の規定による口頭審査に係るものを除く。）の審議
 - ウ 建築審査会の運営に係る議案の審議
- (2) 前号のほか、審査会の議案の審議を非公開とする場合は、事務局が提議し、審査会の会長が決定する。
- (3) 前号の規定により非公開の決定をする場合は、原則として当該議案を審議する審査会開催日の7日前までに決定する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年10月19日から施行する。